

公立大学法人名古屋市立大学  
平成 24 年度 年度計画  
( 変更版 )

公立大学法人名古屋市立大学

## 目次

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置.....  | 1  |
| 第 1 教育に関する目標を達成するための措置.....             | 1  |
| 1 教育の内容等に関する目標を達成するための措置.....           | 1  |
| 2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置.....         | 4  |
| 3 学生への支援に関する目標を達成するための措置.....           | 5  |
| 第 2 研究に関する目標を達成するための措置.....             | 5  |
| 1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置.....     | 5  |
| 2 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置.....         | 7  |
| 第 3 社会貢献等に関する目標を達成するための措置.....          | 7  |
| 1 市民・地域社会への貢献に関する目標を達成するための措置.....      | 7  |
| 2 産学官連携に関する目標を達成するための措置.....            | 7  |
| 第 4 大学の国際化に関する目標を達成するための措置.....         | 7  |
| 第 5 附属病院に関する目標を達成するための措置.....           | 8  |
| 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置.....   | 9  |
| 第 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置.....        | 9  |
| 第 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置.....    | 9  |
| 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置.....        | 10 |
| 第 1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標を達成するための措置.....  | 10 |
| 第 2 自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置..... | 10 |
| 第 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置.....     | 10 |
| 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき措置..... | 10 |
| 第 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置.....          | 10 |
| 第 2 広報・情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置.....    | 11 |
| その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置.....     | 11 |
| 第 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置.....    | 11 |
| 第 2 環境配慮、安全管理等に関する目標を達成するための措置.....     | 11 |
| 第 3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置.....    | 12 |
| 予算、収支計画及び資金計画.....                      | 13 |
| 1 予算.....                               | 13 |
| 2 収支計画.....                             | 14 |
| 3 資金計画.....                             | 15 |
| 短期借入金の限度額.....                          | 15 |
| 1 限度額.....                              | 15 |
| 2 想定される理由.....                          | 15 |
| 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画.....               | 15 |
| 剰余金の使途.....                             | 15 |
| 公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項.....    | 16 |
| 1 施設・設備に関する計画.....                      | 16 |

|                |    |
|----------------|----|
| 2 積立金の使途 ..... | 16 |
|----------------|----|

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 第1 教育に関する目標を達成するための措置

### 1 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

#### (1) 学士課程

##### ア 入学者選抜

- 〔1〕 平成 27 年度入試に向けて、新学習指導要領に対応した入試科目、入学志願者が高校時代に学習しておくべき水準等を大学及び学部毎に検討する。
- 〔2〕 入試結果の分析や入学者の追跡調査について、平成 25 年度の見直しに向けて調査方法を再検討する。

##### イ 教養教育

- 〔3〕 教養教育の科目区分や開講科目を見直し、体系的に再編した教養教育カリキュラムを導入するとともに、新たに新入生合同ガイダンスを開催し、カリキュラム内容や教養教育の意義・目的を説明する。
- 〔4〕 基礎科目（専門教育に対応した基礎的な学力の修得を目的とした科目）の開講科目を見直したカリキュラムを導入するとともに、高校での未履修科目のリメディアル（補習）教育の実施内容・方法を整理する。
- 〔5〕 教養教育におけるコミュニケーション能力の向上に資する教育のあり方を検討し、平成 26 年度からの実施に向けて教育方法及び担当教員等について具体的に検討する。
- 〔6〕 新入生の英語力を把握する英語力調査（TOEIC IP 試験）を実施する。
- 〔7〕 学務情報システムを活用した学生に対する講義資料等の提供方法について、教員向けの手引きを作成する。

##### ウ 専門教育

- 〔8〕 平成 25 年度の公表に向けて、各学部・学科の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の策定を行う。
  - 〔9〕 平成 25 年度からの実施に向けて、学生に対する個別の学修指導に向けた GPA（単位当たりの成績評価制度）の活用方法を検討する。
  - 〔10〕 経済学部 2 年次に演習科目を設けて、創造性豊かな人材を育成するための教育を強化する。
  - 〔11〕 平成 25 年度からの実施に向けて、専門教育における幅広い知識を修得できる仕組みの充実について検討する。
  - 〔12〕 英語教育の充実に関する各学部の意向を基に、専門教育における外国人教師の参画内容を整理する。
- （医学部）

〔13〕医学教育機関認証制度<sup>1</sup>に準拠した専門教育プログラムの平成26年度実施に向けて、カリキュラム改訂の検討に着手する。

（1：2023年のECFMG新制度に対応すべく、導入が予定されている国際標準の医学部認証制度であり、2016年度までに全ての参加表明校が認証完了予定）

〔14〕平成25年度からの実施に向けて、臨床実習評価基準の標準化の指標を作成する。

〔15〕専門教育における英語教育カリキュラムの検証を行う。

（薬学部）

〔16〕平成18年度に設置した6年制薬学科及び4年制生命薬科学科におけるこれまでの経過を踏まえて、両学科において、カリキュラムの改訂・年次配置の変更、一部科目の単位数の見直し、必修科目・選択科目の見直しを行う。

（経済学部）

〔17〕実務教育を経済学部のカリキュラムに導入して、学生が経済・経営の現実の諸問題をさらに適切に理解できるように、実務経験者（行政・企業）を特任教授として招き、講義とセミナーを開講する。また、学生のコミュニケーション能力を強化するために、専門家によるキャリア支援プログラムを導入する。

（人文社会学部）

〔18〕学部教育をより現代的な課題と社会的ニーズを反映したものへ改革するとともに各学科の教育内容を明確化するため、平成25年度実施に向けて、学部教育の再編成・改組の準備を進める。

（芸術工学部）

〔19〕学部での教育内容を明確化し、デザイン業界の変革に柔軟に対応できる人材を育成するため、2学科から3学科へ学科再編を行い、多面的な視点の発想と学際的な知識・技法が修得できるよう、教養教育科目及び学部共通科目に関して、学科増及び定員増に対する円滑な教育の実施を図る。

〔20〕新学科の教育理念に沿った専門基礎教養科目、学部共通科目、専門基礎科目を実施する。

〔21〕旧カリキュラム履修学生に不利益が生じない方法による新旧カリキュラムの並行実施を円滑に行う。

（看護学部）

〔22〕平成24年度改正のカリキュラムの運用を開始するとともに、次回のカリキュラム改正に反映させるため、初年度科目の担当教員に対する評価アンケートを行い、カリキュラム検討委員会で改善点を検討する。

〔23〕実習指導者用研修プログラムや専任臨床指導者を組み込んだ新たな実習・演習指導体制「名市大看護実践教育モデル」を構築・実施する。

## （2）大学院課程

## ア 入学者選抜

- 〔24〕大学院全体と各研究科の教育目的及びアドミッション・ポリシーをさらに明確にするため、平成 25 年度の公表に向けて再検討するほか、その周知方法についても検討する。
- 〔25〕各研究科の出願状況の分析及び他大学の入試状況について調査する。また、平成 25 年度実施予定の入学者へのアンケート調査について、アンケート内容の検討などの準備を行う。

## イ 大学院教育

- 〔26〕平成 25 年度の公表に向けて、各研究科の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の策定を行う。
- 〔27〕薬学研究科において、名古屋工業大学との共同大学院ナノメディシン科学専攻の平成 25 年度設置に向けて準備し、設置届出を行う。
- 〔28〕経済学研究科において、博士後期課程で早期修了プログラム（在学 1 年で経済学博士号取得）を実施するほか、行政経験者、企業人を招き、実務教育の講義を開講する。
- 〔29〕薬学研究科において、博士後期課程（創薬生命科学専攻）及び 4 年制の博士課程（医療機能薬学専攻）を設置し、博士号取得のための新たな計画的・実質的な教育・研究指導システムを実働させ、それぞれの課程の目的に即した人材育成を開始する。
- 〔30〕国際学会発表支援事業（大学院生の学術研究活動の国際化の推進を図る事業）及び博士課程研究遂行協力制度（若手研究者の養成・確保や学術研究の質的レベルの向上を図る制度）を実施する。
- 〔31〕ティーチング・アシスタント制度（学生を授業に関する補助業務に従事させて、指導者としてのトレーニング機会を提供する制度）を実施する。

### （医学研究科）

- 〔32〕国内外の最先端研究者を招へいして特別講義を開催する。
- 〔33〕東海地区 6 大学との連携や国内の最先端研究機関との共同研究を行う。
- 〔34〕医学部学生に対しての MD-PhD コース説明会、体験入学等を開催する。

### （薬学研究科）

- [再掲]博士後期課程（創薬生命科学専攻）及び 4 年制の博士課程（医療機能薬学専攻）を設置し、博士号取得のための新たな計画的・実質的な教育・研究指導システムを実働させ、それぞれの課程の目的に即した人材育成を開始する。〔29〕
- [再掲]名古屋工業大学との共同大学院ナノメディシン科学専攻の平成 25 年度設置に向けて準備し、設置届出を行う。〔27〕

### （経済学研究科）

- [再掲]博士後期課程で早期修了プログラム（在学 1 年で経済学博士号取得）を実施する

ほか、行政経験者、企業人を招き、実務教育の講義を開講する。〔28〕

（人間文化研究科）

〔35〕平成 25 年度実施に向けて、社会人大学院生の受け入れの拡充に向けた検討を行うほか、社会人向けの広報を強化する。

〔36〕人文社会諸科学の高度な知識と現代社会の諸問題にかかわる専門能力を養成する研究科の教育・研究の充実をめざし、平成 25 年度までに具体的な改善策を取りまとめるため、課題研究科目の編成を含めた人間文化研究科の基本的なあり方・位置づけについて検討する。

（芸術工学研究科）

〔37〕新たな 3 領域体制での研究指導、カリキュラムを実施するとともに、旧カリキュラム履修生に不利益が生じない方法による新旧カリキュラムの並行実施を円滑に行う。

（看護学研究科）

〔38〕専門看護師教育コース精神看護分野を立ち上げ、平成 25 年 7 月の認定申請に向けて準備を進める。

（システム自然科学研究科）

〔39〕教育の幅を広めて、指導体制の柔軟性を増大させるため、研究領域に近い複数の教員で構成する新たな 1 ユニットを形成し、大学院生の指導を開始する。

〔40〕社会人大学院生の研究指導方針に関する実態調査を実施する。

## 2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

### (1) 教育実施体制

〔41〕大学全体の教育力向上に向けた体系的で全学的な取組みの中心的役割を担う教育支援センターの事務局体制を整備するため、教務企画室の事務体制を強化する。

〔42〕教育実施体制に関する将来構想（素案）の平成 25 年度策定に向けて、学内に検討委員会を設置し、大学全体の学部・学科等の再編・見直しについての検討を行う。

[再掲]人文社会学部では、学部教育をより現代的な課題と社会的ニーズを反映したものへ改革するとともに各学科の教育内容を明確化するため、平成 25 年度実施に向けて、学部教育の再編成・改組の準備を進める。〔18〕

[再掲]芸術工学部では、学部での教育内容を明確化し、デザイン業界の変革に柔軟に対応できる人材を育成するため、2 学科から 3 学科へ学科再編を行い、多面的な視点の発想と学際的な知識・技法が修得できるよう、教養教育科目及び学部共通科目に関して、学科増及び定員増に対する円滑な教育の実施を図る。〔19〕

〔43〕システム自然科学研究科では、教育実施体制に関する全学的検討にあわせて、基礎自然科学系学部の設置を含めた自然科学研究教育センターの充実・強化の方策について検討を進める。

## (2) 教育環境

- 〔44〕教室等の老朽化した教育設備の更新・整備について調査・検討を行い、全学的な視点での更新・整備計画を立てる。
- 〔45〕情報システム委員会において、学生の情報教育環境の整備について検討し、システム更新の方針を定める。
- 〔46〕配信希望の登録をした学内の利用者へ新刊情報などをメールで知らせるサービスを立ち上げる。

## (3) 教育の質の改善のためのシステム

- 〔47〕授業評価アンケートなどの学生による教育評価を全学的に分析し、大学全体の教育力向上に向けたFD（ファカルティ・ディベロップメント）<sup>2</sup>に取り組む。  
（ 2：教育方法等を改善するための組織的な研究・研修等の取組み）
- 〔48〕新任教員を対象に、本学の教育やFD活動等の理解を深めるための研修を実施する。
- [再掲]大学全体の教育力向上に向けた体系的で全学的な取組みの中心的役割を担う教育支援センターの事務局体制を整備するため、教務企画室の事務体制を強化する。  
〔41〕

## 3 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 〔49〕新入生合同ガイダンスを新たに開催し、単位制度等の大学における学習の仕組みを説明するとともに、分散したキャンパスの下での学習相談に適切に対応できる学習支援の方策を検討する。
- 〔50〕規模等が本学に類似した他大学のキャリア支援体制及びプログラムの実態を調査する。
- 〔51〕留学生宿舍の整備について、経年劣化により取替等が必要な事項を調査する。また、留学生等多様な学生のニーズ・意見の把握を行う。
- 〔52〕他大学における学生による障がい学生に対する学習支援制度の状況を調査するとともに、本学における障がい学生の実態を把握する。
- 〔53〕学生の自主的な社会貢献活動について、本学の課外活動団体の実態を把握するとともに、他大学の課外活動団体についても、参考となる事例を調査する。

## 第2 研究に関する目標を達成するための措置

### 1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 〔54〕医・薬・看の共同研究などの学内外・国内外との共同研究や、最先端・次世代研究開発支援プログラムで採択された研究などのプロジェクト研究を実施する。

( 医学研究科 )

〔 55 〕 本学独自の重点的支援研究領域の設定と、その推進体制を構築するための検討を行う。

〔 56 〕 附属病院の診療体制と連動した医学研究科組織の再編案を策定するための検討を行う。

( 薬学研究科 )

[再掲] 博士後期課程 ( 創薬生命科学専攻 ) 及び 4 年制の博士課程 ( 医療機能薬学専攻 ) を設置する。〔 29 〕

〔 57 〕 創薬基盤科学研究所を核とした創薬研究及び創薬研究支援体制の充実を図るとともに、医療情報解析室の整備を行い、平成 23 年度設置の連携大学院 ( 医薬品質保証学 ) と連携し、レギュラトリーサイエンス<sup>3</sup> 及び医薬品の安全性評価についての研究を推進する。

( 3 : 医薬品の品質や有効性・安全性などを予測、評価、判断するための科学 )

( 経済学研究科 )

〔 58 〕 クラスター研究 ( グローバル化した日本経済・東海経済のさまざまな経済・経営・会計問題をテーマとする共同研究 : 2010 ~ 2014 年度 ) について、その中間年度として研究内容の充実を図るため、研究課題の指摘を行うなどの中間報告を行う。また、地域産業、公立病院経営、ワークライフバランス、東海経済のグローバル化など地域と密接に関連した具体的な課題をテーマとするプロジェクト研究を引き続き推進する。

( 人間文化研究科 )

〔 59 〕 人間文化研究叢書の刊行を継続・発展させるための取組みの一環として、ESD をテーマとしたプロジェクト研究を立ち上げ、研究会や講演会を開くとともに、平成 25 年度中に人間文化研究叢書の「ESD 特集号」を発行するための準備を進める。

〔 60 〕 名古屋市博物館との研究上の連携を引き続き強化し、研究成果・蓄積を地域・社会へ還元し地域と連携した研究を展開する。

( 芸術工学研究科 )

〔 61 〕 産業界との受託・共同研究、名古屋市を始めとした地方自治体との共同研究、あるいはブレンとしての貢献及び国際学会、国際コンペでの発表を推進する。

( 看護学研究科 )

〔 62 〕 臨床で働く看護職者との共同研究を推進するため、「看護実践研究センター ( 仮称 )」を設立する。

( システム自然科学研究科 )

〔 63 〕 生物多様性研究センターでは引き続き、DNA バーコード用試料の収集と分析を行う。また、平成 25 年度実施に向けて、新ユニットを中心に研究科横断的プロジェクトの可能性を探る。

〔64〕研究分野のユニットを増やす。また、新たな機器の入手及び現有機器の保守のため、積極的な外部資金への応募を行い、各種資金の獲得に努める。

〔65〕現有建築物の最大限有効な使用計画を策定し、研究スペースの更新・充実を図る。

## 2 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置

〔66〕科学研究費助成事業等の申請に関する説明会を実施し、申請書作成のポイントの説明等を行い、獲得件数の増加を図る。また、科学研究費助成事業について、各部門において申請率の向上に取り組み、未申請の教員の比率の低減を図る。

〔67〕特別研究奨励費の交付により、独創的・先駆的な学術研究や将来発展が期待できる本学独自の学術研究を支援する。

〔68〕社会と時代のニーズに沿った電子ジャーナルを揃える。

〔69〕若手教員・女性教員に対する研究費の支援を行うとともに、女性研究者に対する研究支援員の配置や子育てと研究の両立に関する相談事業等を実施するなど研究活動支援を行う。

## 第3 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

### 1 市民・地域社会への貢献に関する目標を達成するための措置

〔70〕生涯学習講座の開講を始めとする地域貢献について、全学的に推進を図っていくためのセンターのあり方を検討し、設置計画を策定する。

〔71〕教育・研究成果に関するホームページコンテンツの充実など、広報活動の強化に取り組む。

### 2 産学官連携に関する目標を達成するための措置

〔72〕産学官連携の強化を図るため、平成25年度に向けて組織体制のあり方を検討する。

〔73〕遺伝子多様性のデータバンク作りを始めとした、東山動植物園との連携を推進する。

〔74〕各区生涯学習センターなどとの連携講座の実施を推進し、生涯学習の充実化に取り組む。

〔75〕市立高校との意見交換に基づき、高大連携事業に取り組む。

〔76〕イベントの参加等による研究成果の公表、特許申請による知的財産の保護等の産学官連携活動を実施する。

## 第4 大学の国際化に関する目標を達成するための措置

〔77〕大学の国際化をより一層推進していくために、平成25年度に向けて、国際交流担当組織の充実化と「国際交流センター（仮称）」の設置を検討する。

- 〔78〕留学プログラムの充実化を図るなど、大学間交流協定校等との交流機会の拡大を推進する。
- 〔79〕国連環境計画生物多様性条約事務局、国連食糧農業機関との連携を推進する。
- 〔80〕小学校等での授業に講師として留学生等の派遣を実施するなど、地域の国際化に寄与する。

## 第5 附属病院に関する目標を達成するための措置

- 〔81〕高齢化に伴い増加するがん患者に対応するとともに、地域がん診療連携拠点病院としてがん治療を推進するため、化学療法、放射線治療、緩和ケアを行う東棟の運用を開始する。
- 〔82〕口腔ケア・摂食嚥下チームを新たに組織し、チーム医療の体制を強化する。
- 〔83〕引き続き先進・高度医療支援費対象患者審査制度を利用した症例を増やし、先進医療の申請を積極的に進めていく。
- 〔84〕地域周産期母子医療センターの認定を受け、運用を開始する。
- 〔85〕MFICU(母体・胎児集中治療管理室)について、平成25年度の設置に向けて調査・検討を行う。
- 〔86〕GCU(継続保育室)について、平成25年度の増床に向けて調査・検討を行う。
- 〔87〕設備更新計画に基づき設備機器のオーバーホールや更新を行う。
- 〔88〕機器更新計画に基づき、大型医療機器の更新を進めるとともに、機器状況の調査や、機器更新計画の見直しを行う。
- 〔89〕次期病院情報システムの平成25年度の導入に向けて、実施計画を策定し、システム開発作業に着手する。
- 〔90〕安全管理マニュアルポケット版を、より一層医療現場の実情に即した内容に改定する。
- 〔91〕医療関連感染予防対策の充実のために実施している感染症サーベイランス(院内感染の監視)を拡大する。
- 〔92〕一般市民向けの講演会等を通じて、医療に関する情報提供を推進する。
- 〔93〕平成23年度診療統計のホームページへの掲載を行う。
- 〔94〕総合リハビリテーションセンター、厚生院及び市立病院との機能分担、連携強化策を定める。
- 〔95〕後期研修医向けセミナーを市立病院と定期的に共同開催する等、名古屋市立東部医療センター、西部医療センターとの連携を強化する。
- 〔96〕地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会等を開催する。
- 〔97〕慢性期や在宅医療を担う地域医療機関との連携を推進するため、慢性疾患等に関する専門知識を有する看護師を育成する。
- 〔98〕災害時患者受け入れ訓練を実施するとともに問題点等を検証し、災害対策マニユ

アルに反映させる。

- 〔99〕後期研修医獲得のためのパンフレットを作成する等、広報活動の強化を図る。
- 〔100〕総合研修センター事務担当の職員を増員し、センターの体制の充実を図る。
- 〔101〕医療技術職員の専門資格の取得や専門知識を持つ職員の育成のための職員育成計画を策定する。
- 〔102〕医療安全の向上、チーム医療の促進を図るために、院内の多職種の職員が一次救命処置研修を受けるシステムを構築する。
- 〔103〕医学部を始めとした各学部や他の教育機関等と協力することで、地域におけるシミュレーション教育の発展に寄与する。
- 〔104〕臨床シミュレーションセンターの機能の充実を図るため、センター拡充整備計画を立てる。
- 〔105〕今年度の病院機能評価の更新認定のための受審に向け、計画的に院内での準備を進める。
- 〔106〕平成 24 年 4 月の診療報酬の改定を受け、対応策を実施する。
- 〔107〕入院手続きの利便向上を図るため入院支援センター（仮称）を整備する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 第 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 〔108〕教育・研究に関する事務体制の強化を図るとともに、平成 25 年度における大学事務局組織の改編に向けた検討を行う。
- 〔109〕教育支援センター、国際交流推進センター等における職員体制を整備する。
- 〔110〕中期的な人事・定員計画を策定する。
- 〔111〕特任教員、契約職員など多様な雇用制度を整備・活用し、有用な人材を確保する。
- 〔112〕既に係長昇任選考試験を実施している看護保健職以外の職種においても、固有職員を対象とする係長昇任選考試験を実施する。
- 〔113〕設置団体（名古屋市）との協議・調整を行う能力等の向上を図るため、本学の固有職員を名古屋市へ研修派遣する。
- 〔114〕教員の業績評価を実施し、処遇等への反映を行う。
- 〔115〕名古屋市が実施する「人材育成に資する新たな評価制度」も参考とし、固有職員に対する新たな評価制度の平成 25 年度導入に向けた検討を行う。

#### 第 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 〔116〕業務改善研修を実施し、業務の効率化・合理化に向けての意識向上を図る。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標を達成するための措置

- 〔117〕財務指標を用いた大学間比較分析及び他大学における経営改善策の情報収集に努めるとともに、財務運営の指標の改善に向けた方策を検討する。
- 〔118〕預け金やプール金などの不適正な会計処理の防止を目的にした啓発に努めるとともに、検収の適切な実施等、経理事務を適切に行うため、職員研修を定例的に開催する。

第2 自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 〔119〕授業料等について他大学の状況を調査し、本学の経営状況を含む総合的な検討のもとで額の妥当性を判断するとともに、施設費や実習関連経費について受益者負担の観点に立った自己負担化の検討を進める。また、施設一時貸付料の見直しを検討する。
- [再掲]平成24年4月の診療報酬の改定を受け、対応策を実施する。〔106〕
- 〔120〕同窓会組織の連合体としての協議会を設置する。
- 〔121〕生涯学習講座開催時においてパンフレット等を配布するなど広く市民等に対し寄附を働きかける。
- 〔122〕同一の内容でありながら個別に締結している契約の一本化について検討するとともに、競り下げ（リバースオークション）の試行による経費の抑制効果について検証する。

第3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 〔123〕保有資産の現状を把握し、引き続き部局間の施設共同利用を促進する。
- 〔124〕新規整備した施設を含め対象施設を拡大する等、積極的に施設貸出を行う。
- 〔125〕キャンパス内の駐車場の適正利用を図るため、駐車場利用規程を整備するとともに駐車場利用料（附属病院の一般駐車場を除く。）を改定する。
- 〔126〕遊休資産となっている蓼名荘を処分する。

自己点検・評価、情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 〔127〕年度計画に係る業務実績について、取組みの成果と課題の明示及びその根拠データの積極的な提示を徹底し、俯瞰的な視点による自己点検・評価を行う。
- 〔128〕第一期の中期目標期間における業務実績について、中期目標・中期計画の達成状況を分かりやすく提示するとともに、各年度の業務実績及び評価結果並びに平成22年度に受審した認証評価の結果を総合的に勘案した自己点検・評価を行う。

- 〔129〕自己点検・評価委員会において、次回の認証評価の受審までを期間とする自己点検・評価実施計画（大学全体並びに部局単位及び教養教育の自己点検・評価の実施に関する計画）を検討し、策定する。
- 〔130〕第一期の中期目標期間における業務実績の自己点検・評価の実施にあたっては、残された課題を明らかにするとともに、その課題に対応する第二期での取組み（中期計画）を提示することで、改善に向けた継続的な取組みを推進する。
- 〔131〕業務実績の自己点検・評価及び名古屋市公立大学法人評価委員会による評価結果を踏まえて課題を整理し、喫緊の課題に対する改善策を定めて、公表・実施する。また、改善策の取組み状況を役員会等で継続的に確認する仕組みを確立し、確認した取組み状況を公表する。

## 第2 広報・情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 〔132〕効果的な情報発信を図るための研修等を実施する。
- 〔133〕広報分析を実施するとともに、ウェブサイト、大学広報誌などの広報媒体の充実強化に取り組む。
- 〔134〕機関リポジトリシステム<sup>4</sup>運用の試験運用期間とし、紀要論文データの作成及び整備を行い、紀要論文のテスト公開を行う。  
（ 4：教員の学術研究成果物（学術雑誌論文、紀要論文等）を、収集・蓄積し、インターネットを介して学内外に無料公開するシステム）

その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

## 第1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 〔135〕再生整備のマスタープラン作成に向け、名古屋市立大学アセットマネジメント基本方針及び実施方針の作成を行う。
- 〔136〕滝子キャンパスにおける耐震改修において、工事に着手し、5棟の改修を完了する。
- 〔136-2〕桜山キャンパス（附属病院を除く。）滝子キャンパス及び北千種キャンパスにおいて、緊急地震速報の設置工事を実施する。
- 〔137〕田辺通キャンパスにおける薬学部校舎等の改築工事において、講義・図書・厚生棟を完成させるほか、既存の本館、厚生会館及び総合情報センター田辺通分館の取壊し工事に着手する。

## 第2 環境配慮、安全管理等に関する目標を達成するための措置

- 〔138〕環境憲章に定められた基本方針の実現に向けて、アクションプランを推進する。
- 〔139〕環境報告書を作成し、学内外へ公表・発信する。

- 〔140〕環境マネジメントに関する研修を行う。
- 〔141〕冷暖房の適切な管理による節電の実施など CO2 発生量の抑制及びエネルギー消費削減に取り組む。
- 〔142〕生物多様性研究センターにおいて遺伝子多様性のデータバンク作りと分析等を実施するなど、環境に関する学術研究を推進する。
- 〔143〕学生が環境問題への理解を深める科目を開講する。
- 〔144〕安全衛生及び研究面における安全管理を全学的に総括するための組織について、平成 25 年度設置に向けた検討及び調整を進め、当該組織における分掌事務の範囲を決定する。
- 〔145〕非常配備計画や消防計画の点検を行い、学内の防災体制の整備を行う。
- 〔146〕消防計画に基づいた防災訓練等を実施する。
- 〔147〕学生・教職員を対象とするハラスメント研修会を開催する。
- 〔148〕ハラスメント相談員・対策委員に対する研修を実施するとともに、ハラスメント相談員連絡会議を開催する。
- 〔149〕本学におけるハラスメントの実態を整理するとともに、これに即応した実効性のあるハラスメント予防対策を検討・実施する。
- [再掲]女性研究者に対する研究支援員の配置や子育てと研究の両立に関する相談事業等を実施するなど研究活動支援を行う。〔69〕
- 〔150〕女性教職員の意思決定・政策立案過程への参画を進める。
- 〔151〕研修会、広報誌などを通じ、男女共同参画推進に係る意識啓発を図る。

### 第3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置

- 〔152〕倫理研修会の開催、「倫理推進月間」の設定、コンプライアンスの重要性を身近に考える機会を提供する「コンプライアンス通信」の発行（年間 10 回以上）などによる教職員に対する意識啓発を行う。
- 〔153〕監査項目等を定めた内部監査の年次計画書を作成し、これに基づく監査を実施するとともに、監査結果に基づく改善のための対策、措置等を実施する。
- 〔154〕複数年度にわたる中期的な監査計画の策定について検討を行い、平成 25 年度の策定に向けて方針を決定する。

予算、収支計画及び資金計画

1 予算

平成 2 4 年度 予算

(単位:百万円)

| 区 分           | 金 額    |
|---------------|--------|
| 収入            |        |
| 運営費交付金        | 6,411  |
| 自己収入          | 24,811 |
| 授業料及び入学金検定料収入 | 2,462  |
| 附属病院収入        | 21,778 |
| 雑収入           | 571    |
| 施設整備費補助金      | 1,390  |
| 受託研究収入等       | 1,633  |
| 目的積立金取崩等      | 44     |
| 計             | 34,289 |
| 支出            |        |
| 業務費           | 30,566 |
| 教育研究経費        | 1,882  |
| 診療経費          | 12,613 |
| 人件費           | 16,071 |
| 一般管理費         | 530    |
| 施設整備費         | 1,560  |
| 受託研究費等        | 1,633  |
| 計             | 34,289 |

## 2 収支計画

### 平成 2 4 年度 収支計画

( 単位:百万円 )

| 区 分      | 金 額    |
|----------|--------|
| 費用の部     | 33,034 |
| 経常費用     | 33,034 |
| 業務費      | 30,951 |
| 教育研究経費   | 1,527  |
| 診療経費     | 11,720 |
| 受託研究費等   | 1,633  |
| 人件費      | 16,071 |
| 一般管理費    | 525    |
| 財務費用     | 7      |
| 減価償却費    | 1,551  |
| 臨時損失     | 0      |
| 収入の部     | 33,047 |
| 経常収益     | 33,047 |
| 運営費交付金収益 | 6,411  |
| 授業料等収益   | 2,374  |
| 附属病院収益   | 21,778 |
| 受託研究収益等  | 1,633  |
| 雑益       | 571    |
| 資産見返負債戻入 | 280    |
| 臨時利益     | 0      |
| 純利益      | 13     |
| 総利益      | 13     |

### 3 資金計画

#### 平成24年度 資金計画

(単位:百万円)

| 区 分             | 金 額    |
|-----------------|--------|
| 資金支出            | 34,238 |
| 業務活動による支出       | 32,077 |
| 投資活動による支出       | 2,154  |
| 財務活動による支出       | 7      |
| 資金収入            | 34,245 |
| 業務活動による収入       | 32,852 |
| 運営費交付金による収入     | 6,411  |
| 授業料及び入学検定料による収入 | 2,462  |
| 附属病院収入          | 21,778 |
| 受託研究収入等         | 1,633  |
| その他の収入          | 568    |
| 投資活動による収入       | 1,390  |
| 財務活動による収入       | 3      |

#### 短期借入金の限度額

##### 1 限度額

15 億円

##### 2 想定される理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により、緊急に必要なとなる対策費として借り入れすること。

#### 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

#### 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項

1 施設・設備に関する計画

| 施設・設備の内容                                                                                                                                                         | 予定額（百万円）                   | 財 源                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎等の耐震改修</li> <li>・薬学部校舎の整備</li> <li>・設備の更新</li> <li>・緊急地震速報の導入</li> <li>・病院情報システムの更新</li> <li>・急性期病院としての機能強化</li> </ul> | <p>総額</p> <p>1 , 5 6 0</p> | <p>施設整備費補助金</p> <p>( 1 , 3 9 0 )</p> <p>附属病院収入等</p> <p>( 1 7 0 )</p> |

2 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。